

奈良市公報

号外第13号 (平成26年7月後半分)

平成27年9月15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 平成26年夏季の節電のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則…………… 1
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則… 2
- 告 示
- 都市計画地区計画の変更…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 道路の区域変更…………… 4
- 道路の供用開始…………… 5
- 予防接種の実施の一部改正…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更…………… 7
- 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 平成25年度国民健康保険料督促状の公示送達…………… 7
- 平成26年奈良市告示第488号（一般競争入札の実施）の一部改正…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 8
- 奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 放置自転車等の処分…………… 9
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 10
- 訓 令 甲
- 奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令…………… 10
- 公 営 企 業
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…………… 11

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 11

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 11

農 業 委 員 会

- 農業委員会長の選任…………… 11
- 農業委員会副会長の選任…………… 11
- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選…………… 12
- 農地部会長及び農政部会長の選任…………… 12
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任…………… 12
- 農政部会の招集…………… 12

規 則

平成26年夏季の節電のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則をここに公布する。
平成26年7月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

平成26年夏季の節電のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）第6条の規定に基づき、平成26年夏季の節電の取組として実施する奈良市青山プール（以下「青山プール」という。）の使用料の減額に関し、その基準及び減額申請手続の特例を定めるものとする。

(減額の基準)

第2条 平成26年7月22日から同年8月29日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、午後に青山プールを利用する者については、奈良市体育施設条例別表第5に規定する使用料を半額免除する。

(使用料減額手続の特例)

第3条 前条の規定により青山プールの使用料の半額免除を受けようとする者は、奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）第10条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する体育施設使用料減免申請書の提出を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月22日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成26年8月29日限り、その効力を失う。
(平成26年7月18日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月29日

奈良市長 仲川元庸

体育室（アリーナ）	1式	1時間につき	1,500
軽運動室	1式	1時間につき	800
ダンススタジオ	1式	1時間につき	600
会議・研修室	1式	1時間につき	600

奈良市規則第46号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

奈良市中央体育館			
体育室（アリーナ）	1台	1時間につき	500
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館			
体育室（アリーナ）	1式	1時間につき	1,500
軽運動室	1式	1時間につき	800
ダンススタジオ	1式	1時間につき	600
会議・研修室	1式	1時間につき	600

を

に改める。

別表第2シャワーの項の次に次のように加える。

冷暖房装置			
主道場	1式	1時間につき	1,000
観覧席	1式	1時間につき	2,000
中道場	1式	1時間につき	1,000

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。
(平成26年7月29日揭示済)

告 示

奈良市告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成26年7月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
百楽園五丁目地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市百楽園五丁目の一部

(平成26年7月16日揭示済)

奈良市告示第513号

パークアンドライドサイクルライド管理業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年7月16日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件 名 パークアンドライドサイクルライド管理業務委託
- 2 業務場所 奈良市役所駐車場（奈良市二条大路南一丁目1番1号）
- 3 業務期間 契約の日から平成26年12月8日まで
- 4 業務概要 サイクルライド管理業務

以下省略

(平成26年7月16日揭示済)

奈良市告示第514号

企画提案書公募によるプロポーザル方式により、奈良市ポイントカード制度のシステム構築・運営業務委託事業者を選定するので次のとおり告示します。

平成26年7月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ポイントカード制度のシステム構築・運営業務委託事業者募集要項

1 趣旨

次の2つのポイント制度のシステムを構築し、システムの運用及びポイント制度の運営を行う事業者を募集します。

(1) 奈良市ボランティアポイントシステム

地域に根差したボランティア活動を促進し、ボランティアを行うことで全ての市民がいつまでもいきいきと健康的な生活を営むことを目的として、市の指定するボランティア活動や市主催の事業に参加した際にポイントを付与し、貯まったポイントを市内の様々なサービスに利用できるような仕組みを構築し実施します。

(2) 奈良市高齢者健康増進及び居場所づくり支援システム

高齢者が、健康増進と介護予防に取り組むことにより、生きがいのある生活を送ることができるように支援することを目的として、市が指定する事業に参加することで、ポイントを付与し貯まったポイントを市内の様々なサービスに利用できるような仕組みを構築し実施します。

2 業務内容

実施事業者は、次に掲げる業務を行うものとします。

※詳細は仕様書をご覧ください。

- (1) ポイント管理システムの構築・運用
- (2) ホームページの構築・運用
- (3) ポイント事務局の運営
- (4) その他、ポイント制度の運営に係る業務全般

以下省略

(平成26年 7月16日 掲示済)

奈良市告示第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年 3月14日 奈良市指令都整開 第13A-56号
平成26年 6月26日 奈良市指令都整開

第13A-56-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年 7月17日 第1418号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1250番7及び1250番9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市あやめ池北一丁目5-5

有限会社あんしん 代表取締役 竹内 利枝

(平成26年 7月17日 掲示済)

奈良市告示第516号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年 7月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話 0742-34-1111代表

(平成26年 7月17日 掲示済)

奈良市告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 7月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
クリニック 青い鳥	奈良県奈良市芝辻町二丁目11-1 MLビル2F	平成26年 7月1日

(平成26年7月17日揭示済)

奈良市告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月17日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院 訪問看護 ステーション野の花	奈良県奈良市八条四丁目643 番地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成26年7月1日 平成26年7月1日
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良県支部	奈良県橿原市大久保町320番地 11		
ひまわり介護支援センター	奈良県奈良市右京一丁目4番 地	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	平成26年7月1日
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番 地		
訪問介護ステーション八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地 の2	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年7月1日 平成26年7月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地 の2		
介護老人保健施設 エリシオン石木の里	奈良県奈良市石木町799番地	施設 介護老人保健施設	平成26年7月1日
医療法人良成会 エリシオンクリニック	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 四丁目1番18号		
エリシオン介護ステーション 奈良	奈良県奈良市鶴舞西町2-50 エスバイエルマンション学園 前107号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年7月1日 平成26年7月1日
医療法人良成会 エリシオンクリニック	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 四丁目1番18号		

(平成26年7月17日揭示済)

奈良市告示第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月17日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年5月28日 奈良市指令都整開 第14A-6号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年7月17日 第1419号
公共施設 平成26年7月17日 第664号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市神殿町16番1の一部及び17番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市神殿町16番1の一部及び17番1の一部

(平成26年7月17日揭示済)

奈良市告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年7月18日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	北部第268号線	大森西町177番3地先から	前	3.20~4.10	35.0	
		大森西町177番1地先まで	後	6.00~6.00	67.1	
2	中部第695号線	西大寺国見町一丁目224番6地先から	前	8.74~13.85	164.0	
		西大寺国見町一丁目2326番4地先まで	後	7.50~14.70	164.0	
3	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番135地先から	前	6.80~22.59	565.0	
		学園南三丁目914番3地先まで	後	18.00~26.00	565.0	
4	中部第605号線	芝辻町三丁目72番2地先から	前	4.50~15.50	194.0	
		芝辻町一丁目77番1地先まで	後	16.00~16.00	194.0	
5	六条奈良阪線	西木辻町129番4地先から	前	10.54~25.92	103.0	
		南京終町66番3地先まで	後	26.00~26.00	103.0	
6	六条奈良阪線	南京終町191番6地先から	前	3.12~4.70	106.0	
		南京終町189番12地先まで	後	26.00~26.00	106.0	
7	中部第1476号線	宝来町1065番1地先から	前	0.90~0.90	35.0	
		宝来町1062番1地先まで	後	8.00~10.00	35.0	
8	中部第845号線	宝来町1164番4地先から	前	2.52~3.85	200.0	
		宝来町1063番2地先まで	後	9.50~12.00	200.0	
9	中部第1477号線	宝来町1106番1地先から	前	0.90~0.90	210.0	
		宝来町1143番1地先まで	後	11.00~12.60	210.0	
10	中部第647号線	大宮町一丁目55番3地先から	前	11.60~15.97	80.0	
		三条本町1086番地先まで	後	16.00~16.00	80.0	
11	中部第626号線	三条本町1012番地先から	前	2.61~8.36	119.0	
		三条本町1082番8地先まで	後	5.11~10.86	119.0	
12	中部第1399号線	三条本町1082番13地先から	前	6.01~6.01	45.5	
		三条本町1109番地先まで	後	10.10~10.10	45.5	

(平成26年7月18日掲示済)

基づき、平成26年7月18日から次のように道路の供用を開始します。

奈良市告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年7月18日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	北部第268号線	大森西町177番3地先から	6.00~6.00	67.1	
		大森西町177番1地先まで			
2	中部第695号線	西大寺国見町一丁目224番6地先から	7.50~14.70	164.0	
		西大寺国見町一丁目2326番4地先まで			
3	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番135地先から	18.00~26.00	565.0	
		学園南三丁目914番3地先まで			
4	中部第605号線	芝辻町三丁目72番2地先から	16.00~16.00	194.0	
		芝辻町一丁目77番1地先まで			
5	六条奈良阪線	西木辻町129番4地先から	26.00~26.00	103.0	
		南京終町66番3地先まで			
6	六条奈良阪線	南京終町191番6地先から	26.00~26.00	106.0	
		南京終町189番12地先まで			
7	中部第1476号線	宝来町1065番1地先から	8.00~10.00	35.0	
		宝来町1062番1地先まで			
8	中部第845号線	宝来町1164番4地先から	9.50~12.00	200.0	
		宝来町1063番2地先まで			
9	中部第1477号線	宝来町1106番1地先から	11.00~12.60	210.0	
		宝来町1143番1地先まで			
10	中部第647号線	大宮町一丁目55番3地先から	16.00~16.00	80.0	
		三条本町1086番地先まで			
11	中部第626号線	三条本町1012番地先から	5.11~10.86	119.0	
		三条本町1082番8地先まで			
12	中部第1399号線	三条本町1082番13地先から	10.10~10.10	45.5	
		三条本町1109番地先まで			

(平成26年7月18日揭示済)

を次のように改正する。

平成26年7月18日

奈良市告示第522号

奈良市長 仲川元庸

平成26年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部

次のよう省略

(平成26年 7月18日 揭示済)

奈良市告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 7月23日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年 3月 7日 奈良市指令都整開 第12A-47号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年 7月23日 第1420号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池北二丁目1302番1及び1302番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 澤田 悦郎

(平成26年 7月23日 揭示済)

奈良市告示第524号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成26年10月19日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成26年 7月24日

奈良市長 仲川元庸

(平成26年 7月24日 揭示済)

奈良市告示第525号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、平成26年11月26日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成26年 7月24日

	期別	発送年月日
平成25年度督促状	第9期	平成26年 3月20日
平成25年度督促状	第10期	平成26年 4月18日
平成25年度督促状	第10期	平成26年 5月16日

- この公示送達により変更した後の納期限

平成26年 8月11日

- 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成26年 7月25日 揭示済)

奈良市告示第528号

平成26年 7月 8日付奈良市告示第488号の一部を次のとおり変更し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年 7月25日

奈良市長 仲川元庸

(平成26年 7月24日 揭示済)

奈良市告示第526号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 7月24日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成26年 7月24日
 - 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成26年 7月24日 揭示済)

奈良市告示第527号

平成25年度国民健康保険料督促状第9期分及び第10期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国民年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成26年 7月25日

奈良市長 仲川元庸

- この督促状の発送年月日及び納期限

納期限
平成26年 4月 2日
平成26年 5月 2日
平成26年 5月30日

奈良市長 仲川元庸

第1項第2号中「平成26年 8月 8日」を「平成26年 9月 1日」に改め、同項第3号の表中（所在地）奈良市鴻ノ池陸上競技場の項を削り、「416,544円」を「357,539円」に改め、同号（5）中「2年間」を「1年11か月間」に改める。

第3項第2号中「平成26年 7月 8日（火）から同年 7月 22日（火）まで」の次に「及び平成26年 7月 25日（金）から同年 8月 7日（木）まで」を加える。

第4項第1号（1）中「平成26年 7月 8日（火）から同年 7月 22日（火）まで」の次に「平成26年 7月 25日（金）から同年 8月 7日（木）まで」を加え、同項第3号中「平成26年 7月 25日（金）より管財課にて交付します」を「平

成26年8月11日(月)までに発送します」に改める。
 第6項第2号中「平成26年7月8日(火)から同年7月14日(月)午後5時まで」の次に「平成26年7月25日(金)から同年7月31日(木)午後5時まで」を加え、同項第3号中「平成26年7月17日(木)」を「平成26年7月8日(火)から同年7月14日(月)提出分回答日平成26年7月17日(木)平成26年7月25日(金)から同年7月31日(木)提出分回答日平成26年8月5日(火)」に改める。
 第7項第1号(3)中「2年間」を「1年11か月間」に改め、同項第2号中「平成26年7月29日(火)」を「平成26年8月19日(火)」に、「午後1時30分」を「午後4時20分」に改める。

(平成26年7月25日揭示済)

奈良市告示第529号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年12月27日 奈良市指令都整開 第13A-37号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年7月29日 第1421号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中ノ川町972番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中ノ川町971番地1
伊藤 佑一

(平成26年7月29日揭示済)

奈良市告示第530号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年3月26日 奈良市指令都整開 第13A-57号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

- 開発行為 平成26年7月29日 第1422号
- 公共施設 平成26年7月29日 第665号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町647番2、705番7、706番3、707番4及び708番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市押熊町647番2の一部、705番7の一部、706番3の一部及び707番4の一部
 - (2) 水路
奈良市押熊町647番2の一部
 - (3) 下水道
奈良市押熊町647番2の一部、706番3の一部及び707番4の一部

(平成26年7月29日揭示済)

奈良市告示第531号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年7月29日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年7月29日揭示済)

奈良市告示第532号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
奥本 智士		柔道整備	平成24年9月30日
日向整骨院 (奥本 智士)	奈良県奈良市恋の窪三丁目8-1-2		

(平成26年 7月29日 揭示済)

奈良市告示第533号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 7月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第24号とし、第12号から第21号までを

小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費	を
介護予防小規模多機能型居宅介護		
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費	に改める。
介護予防小規模多機能型居宅介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額	
複合型サービス	利用者負担額、食費及び宿泊費	

附則に次の2項を加える。

4 平成26年 4月 1日 施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条の規定に該当する者の軽減割合は、別表の規定にかかわらず、居住費以外に係る利用者負担額については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、居住費に係る利用者負担額については全額とする。

5 平成26年 7月 1日から平成27年 7月31日までに行う認定については、第9条本文中「6月30日」とあるのは「7月31日」とする。

附 則

この告示は、平成26年 7月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（以下「新要綱」という。）附則第4項の規定は平成26年 4月 1日以後に提供されるサービスに係る軽減から、新要綱第2条及び別表の規定は平成26年 7月 1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(平成26年 7月30日 揭示済)

奈良市告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

2号ずつ繰り下げ、第11号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 複合型サービス 法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。

第4条中「第13号」を「第15号」とし、同条に次の2号を加える。

(14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(15) 複合型サービス

別表中

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 7月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年 6月20日 奈良市指令都整開 第14A-8号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年 7月30日 第1423号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名平野二丁目2195番1の一部、2196番1及び2197番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市帝塚山中町9-16
松浦 直哉

(平成26年 7月30日 揭示済)

奈良市告示第535号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年 7月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成26年7月31日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年1月7日、同月10日、同月16日、同月18日、
同月21日、同月23日、同月24日、同月28日及び同月30日
(平成26年7月31日揭示済)

奈良市告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月31日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大東 昇		あんま	平成26年6月30日
祥あんマッサージセンター (大東 昇)	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成26年7月31日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大東 昇		あんま	平成26年7月1日
訪問マッサージ祥あん (大東 昇)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成26年7月31日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良調剤薬局 女子大前店	奈良県奈良市西新在家号所町1-1 エールハイツ101号	平成26年7月1日

(平成26年7月31日揭示済)

とおri指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年7月1日 平成26年7月1日
名称	主たる事務所の所在地		
奈良調剤薬局 女子大前店	奈良県奈良市西新在家号所町1-1 エールハイツ101号		
株式会社ひいらぎ	京都府京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町14-12		

(平成26年7月31日揭示済)

庁中一般
関係各所

奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月23日

訓 令 甲

奈良市訓令甲第6号

奈良市長 仲川元庸

奈良市例規集発行規程の一部を改正する訓令
奈良市例規集発行規程(平成13年奈良市訓令甲第4号)
の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第6条第1項中「又は図書」を削り、同条第3項を削る。

附則

この訓令は、平成26年7月23日から施行する。

(平成26年7月23日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第36号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年7月24日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
アクア・u	佐藤 裕介	大阪府東大阪市御厨中1丁目18番27号 3F	平成26年7月15日
マツモト工業株式会社	代表取締役 松本 真弥	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6	平成26年7月22日

(平成26年7月24日揭示済)

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年7月24日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局告示第37号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

名称	代表者氏名	所在地	指定日
松本工業有限会社	代表取締役 松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6	平成26年7月22日

(平成26年7月24日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第11号

平成26年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成26年7月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成26年8月5日(火)午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第33号 平成27年度使用奈良市立高等学校並びに平成27~30年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は50名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(平成26年7月24日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第11号

平成26年7月23日に開催した平成26年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会長に選任した。

平成26年7月24日

奈良市農業委員会長
大西崇夫
奈良市法蓮町654番地の1
大西崇夫

(平成26年7月24日揭示済)

奈良市農業委員会告示第12号

平成26年7月23日に開催した平成26年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

平成26年7月24日

奈良市農業委員会長
大西崇夫
大畑稔
巽一孝
岡田嘉文
久保田清隆

奈良市三碓四丁目3番2号
奈良市中畑町401番地
奈良市狭川東町175番地
奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地

(平成26年7月24日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

平成26年7月23日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので奈良市農業委員会互選規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第6号）第16条の規定により公告します。

平成26年7月24日

奈良市農業委員長
大西崇夫

農地部会委員

- | | |
|------------------|-------|
| 奈良市般若寺町201番地 | 平田芳道 |
| 奈良市大安寺四丁目4番30号 | 武野義男 |
| 奈良市五条町17番15号 | 吉村信男 |
| 奈良市山陵町219番地 | 加藤次夫 |
| 奈良市三碓四丁目3番2号 | 大畑稔 |
| 奈良市八島町250番地 | 今里勝亮 |
| 奈良市今市町427番地 | 松村橋太郎 |
| 奈良市中畑町401番地 | 巽一孝 |
| 奈良市日笠町648番地 | 中尾義永 |
| 奈良市柳生町67番地 | 荻田精吾 |
| 奈良市大柳生町1601番地 | 山中正三 |
| 奈良市狭川東町175番地 | 岡田嘉文 |
| 奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地 | 久保田清隆 |
| 奈良市都祁白石町2979番地の2 | 吉井茂次 |
| 奈良市針町3291番地 | 西井隆 |
| 奈良市菅原町517番地 | 吉松道雄 |
| 奈良市狭川東町423番地 | 今西正延 |
| 奈良市都祁甲岡町106番地 | 北良晃 |

農政部会委員

- | | |
|-----------------|-------|
| 奈良市白毫寺町175番地 | 中田武文 |
| 奈良市法蓮町654番地の1 | 大西崇夫 |
| 奈良市尼辻南町2番24号 | 北中正純 |
| 奈良市秋篠町905番地の1 | 嶋田圭堂 |
| 奈良市菅原町596番地 | 長谷川義廣 |
| 奈良市石木町274番地 | 今中初雄 |
| 奈良市東九条町252番地の3 | 谷口清志 |
| 奈良市北之庄町394番地 | 山中浩 |
| 奈良市南永井町213番地 | 大西繁實 |
| 奈良市水間町1102番地 | 須川章夫 |
| 奈良市阪原町1725番地 | 中田清文 |
| 奈良市南庄町358番地 | 辰巳貢 |
| 奈良市月ヶ瀬長引436番地の1 | 小西功 |
| 奈良市都祁相河町124番地 | 藤岡正則 |
| 奈良市荻町795番地 | 今井勝美 |
| 奈良市針ヶ別所町1345番地 | 松本嘉平 |
| 奈良市中山町1399番地の1 | 出口礼次郎 |
| 奈良市月ヶ瀬石打2718番地 | 小川正一 |
| 奈良市六条西三丁目1番5号 | 高杉美根子 |

(平成26年7月24日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成26年7月23日に開催した平成26年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成26年7月24日

奈良市農業委員長
大西崇夫
農地部会長 奈良市針町3291番地 西井隆
農政部会長 奈良市秋篠町905番地の1
嶋田圭堂

(平成26年7月24日揭示済)

奈良市農業委員会告示第15号

平成26年7月23日に開催した平成26年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成26年7月24日

奈良市農業委員長
大西崇夫
農地副部会長 奈良市大安寺四丁目4番30号
武野義男
農政副部会長 奈良市北之庄町394番地
山中浩

(平成26年7月24日揭示済)

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成26年8月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年7月31日

奈良市農業委員会
農政部会長 嶋田圭堂

- 1 日時 平成26年8月7日（木） 午後1時30分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議案 第1号 農政部会の活動について
第2号 農地利用状況調査の実施について
- 4 報告 第1号 遊休農地解消モデル事業について
第2号 なら農業委員会だより第58号の発行について

(平成26年7月31日揭示済)